

4. 障害福祉サービス

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障がいのある方の地域での自立した生活を支援するための制度です。


◆対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい含む）、障がい児、難病等（国が定める369疾病）に該当する方

※介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険の給付が優先されます。

サービス利用の流れ

① 相談・申請




社会福祉課または相談支援事業者にサービス利用についてご相談ください。利用したいサービスが決まったら、社会福祉課にサービス利用の申請をします。相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできます。

② サービス等利用計画作成依頼




相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画の作成を依頼します。

③ 障害支援区分認定調査等




利用申請をした方の心身の状況を総合的に判定するため、認定調査員が訪問し、現在の生活や心身の状況の聞き取り調査を行います。

④ 支援区分の認定



一次判定、医師意見書等を基に、審査会で判定が行われ、それを踏まえて支援区分が認定されます。

⑤ サービス等利用計画案提出




相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑥ 支給決定・受給者証の交付



サービスの支給量等が決定されると、市から受給者証が交付されます。

⑦ サービスの利用開始



サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行い、サービス利用開始となります。実際にサービスを受けるときは、必ず受給者証を見せてください。

障害支援区分と利用可能なサービス

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護 給付	居宅介護	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助 (身体介護なし)	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助 (身体介護あり)	×	×	○ (要件あり)					
	重度訪問介護	×	×	×	×	○ (要件あり)			
	同行援護	○	○	○	○	○	○	○	
	行動援護	×	×	×	○ (要件あり)				
	療養介護	×	×	×	×	×	○ (要件あり)		
	生活介護	×	×	○ 50歳以上	○	○	○	○	
	短期入所	×	○	○	○	○	○	○	
	重度障害者等 包括支援	×	×	×	×	×	×	○	
	施設入所支援	○ (要件あり)			○ 50歳以上	○	○	○	

○：利用できる ×：利用できない

※訓練等給付には障害支援区分はありません。

※(要件あり)については、お問い合わせください。

●申請に必要なもの

①障害者手帳 (※)

②マイナンバーのわかるもの

③収入の確認できるもの(年金証書、通帳、年金振込通知書等)

④難病の方は対象となる難病がわかる証明書

(診断書、特定医療費(指定難病)受給者証等)

(※) 障害者手帳

・知的障がいの方

療育手帳をお持ちでない場合は、申請前にご相談ください。

・精神障がいの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合は、障害基礎年金証書、医師の診断書、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証等をお持ちください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課(50ページ)

サービスを利用したときの費用

原則としてサービス費用の1割が自己負担ですが、世帯の所得の状況に応じて負担上限月額が決まっており、負担が重くならないようになっています。

① 18歳以上の利用負担上限月額

所得区分	対象となる方		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円未満)	居宅、通所サービス利用の場合	9,300円
一般2	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円未満)	入所施設、グループホーム利用の場合	37,200円
	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円以上)		

② 18歳未満の利用負担上限月額

所得区分	対象となる方		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割合計額が28万円未満)	居宅、通所サービス利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	市民税課税世帯 (所得割合計額が28万円以上)		37,200円

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【利用者負担の軽減】

■ グループホーム家賃助成

障害福祉サービスのグループホーム利用者（生活保護または市民税非課税世帯）が負担する家賃を、月額1万円を上限として助成します。

ただし、家賃負担が1万円未満の場合は、その金額となります。

■ 高額障害福祉サービス費

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる等により、世帯における利用者負担の合計額が月の上限額を超えた場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

● 申請に必要なもの

- ① サービス利用時の領収書 ② 通帳

障害福祉サービスの種類と対象者

●介護給付

種 類	内 容	対象者※				
		身	知	精	児	難
居宅介護	ヘルパーが障がい者の自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、障がい者が居宅において日常生活を行うのに必要な支援を行います。	○	○	○	○	○
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で介護を必要とする方に、ヘルパーが自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	○	○	○		○
同行援護	視覚に障がいがあり移動が著しく困難である方に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援助をします。	○			○	○
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、ヘルパーが危険を回避するための必要な支援、外出の支援を行います。		○	○	○	○
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	○	○	○		○
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	○	○	○		○
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	○	○	○	○	○
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	○	○	○		○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「児」…障がい児
「難」…難病患者等

●訓練給付

種 類		内 容	対象者※			
			身	知	精	難
自立訓練	機能訓練	身体に障がいがある方に、施設もしくはサービス事業所においてまたは居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。	○	○	○	○
	生活訓練	知的、精神に障がいがある方に、施設もしくはサービス事業所においてまたは居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。	○	○	○	○
	宿泊型	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援をします。	○	○	○	○
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	○	○	○	○
就労継続支援	A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約により、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	○	○	○	○
	B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方への支援を行います。	○	○	○	○
就労定着支援		生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、雇用に伴い生じる各種問題に関する相談等の支援を行います。	○	○	○	○
自立生活援助		障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり巡回相談等適切な支援を行います。	○	○	○	○
共同生活援助		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	○	○	○	○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「難」…難病患者等

●相談支援

種 類	内 容	対象者※				
		身	知	精	児	難
計画相談支援	障がい者の心身の状況、環境、障がい者本人または家族のサービス利用の意向、利用するサービスの種類及び内容等を定めた個別支援計画を作成し、その計画に沿ってサービスの利用調整や相談支援を行います。	○	○	○	○	○
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者について、住居の確保等、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	○	○	○		○
地域定着支援	単身で生活する障がい者等について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合に相談等の対応を行います。	○	○	○		○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「児」…障がい児
「難」…難病患者等

●障害児通所支援

種 類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援またはこれに併せて治療を行います。 ※治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●障害児相談支援

障害児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、障がい児または保護者のサービス利用の意向、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行います。
---------	---